

○国家公安委員会規則第十号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項、第四項及び第六項並びに第七条第一項及び第五項並びに国家公安委員会の所管する関係法令の規定に基づき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

国家公安委員会委員長 武田 良太

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係

法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法

令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正)

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下同じ。)の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第一条 国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等又は処分通知等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）第六条又は第七条の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等又は処分通知等（情報通信技術活用法第六条又は第七条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの規則の例による。</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、行</p>

報通信技術活用法において使用する用語の例による。

〔条を削る。〕

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(申請等の手続)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「情報通信技術利用法」という。)において使用する用語の例による。

(電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の指定)

第二条 国家公安委員会又は警察庁長官に対して行われる申請等のうち、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、別表第一の各号の表の上欄に掲げる法令のそれぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

2 前項に規定するもののほか、国家公安委員会又は警察庁長官に対して行われる申請等のうち電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、別表第二の各号の表の上欄に掲げる法令のそれぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

〔条を加える。〕

(申請等の手続)

第三条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、情報通信技術利用法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて

2 前項の規定により申請等を行う者は、国家公安委員会又は警察庁長官が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

3 前二項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

4 前項の電子証明書は、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書であつて、国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子計算機のうち国家公安委員会の使用に係るものから認証できるものに限る。

5 「略」

(署名等に代わる措置)

第五条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電

、国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、国家公安委員会が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力することができる。

3 前二項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

4 前項の電子証明書は、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書であつて、国家公安委員会が情報通信技術活用法第三条第一項に規定する電子計算機のうち国家公安委員会の使用に係るものから認証できるものに限る。

5 「同上」

「条を加える。」

子署名に係る電子証明書（前条第四項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第六条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると
国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると国
家公安委員会又は警察庁長官が認める場合

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

〔条を加える。〕

（申請等の到達時期）

第四条 情報通信技術活用法第三条第三項の規定は、前条第一項の規定により行われた第二条第二項に規定する申請等の到達時期について準用する。

（都道府県公安委員会等に対する申請等）

第五条 都道府県公安委員会等（都道府県公安委員会、警視總監、道府県警察本部長又は警察署長をいう。以下同じ。）に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定める。

2 前項に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、都道府県公安委員会が定めるところにより、申請等を行わな

「条を削る。」

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(処分通知等の手続)

第八条 国家公安委員会又は警察庁長官は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、国家公安委員会又は警察庁長官は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

ればならない。

(電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等の指定)

第六条 国家公安委員会が行う処分通知等のうち電子情報処理組織を使用して行うことができるものは、別表第三の各号の表の上欄に掲げる法令のそれぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

「条を加える。」

(処分通知等の手続)

第七条 国家公安委員会は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該処分通知等の内容を情報通信技術利用法第~~四~~条第一項に規定する電子計算機のうち国家公安委員会の使用に係るものから入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、国家公安委員会は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

「条を削る。」

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第九条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の国家公安委員会又は警察庁長官の定めるところにより行う届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合

(都道府県公安委員会等に係る手続等)

第十一条 都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視總監、道

(処分通知等の到達時期)

第八条 情報通信技術活用法第四条第三項の規定は、前条第一項の規定により行われた処分通知等の到達時期について準用する。

「条を加える。」

「条を加える。」

(都道府県公安委員会等が行う処分通知等)

第九条 都道府県公安委員会等が行う処分通知等のうち、電子情報処理

府県警察本部長又は警察署長をいう。)に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものは、都道府県公安委員会が定める。

2 前項に規定する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、都道府県公安委員会の定めるところによる。

「別表を削る。」

組織を使用して行うことができるものは、都道府県公安委員会が定める。

2 前項に規定する処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、都道府県公安委員会が定めるところにより、行わなければならない。

別表第一(第二条第一項関係)

一 公益信託関係法令の規定

<p>内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令(昭和五十五年総理府令第四十二号)</p>	<p>第二条、第三条第一項及び第二項、第四条、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項並びに第二十八条</p>
<p>国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十九年国家公安委員会規則第</p>	<p>第三条第一項、第五条、第六条及び第七条</p>

二 号)

二 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律関係法令の規定
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）

三 警備業法関係法令の規定
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）
第二十四条（第二十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条、第三十一条及び第三十七条

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十三年法律第百二十二号）
風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）
第四十四条第一項
第八条において読み替えて準用する第一条第一項並びに第五条第一項及び第二項並びに第九条第一項
第十六条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項前段及び後段並びに第二十二条第一項及び第二項

五 銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）	第十二条第一項及び第二項
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）	第二条第一項及び第五条第二項
六 火薬類取締法関係法令の規定 火薬類取締法の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則（昭和三十五年総理府・通商産業省・運輸省令第一号）	第一条第二項
七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）	第十六条において読み替えて準用する第一条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項
八 道路交通法関係法令の規定 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第百八条の二十第二項及び第百九条の三第一項
道路交通法施行規則（昭和三十三年法律第百五号）	第三十九条の二第三項及び第七項

<p>十五年総理府令第六十号)</p>	<p>並びに第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において読み替えて準用する第三十九条の二第三項及び第七項</p>
<p>交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）</p>	<p>第一条第一項並びに第五条第一項及び第二項</p>
<p>盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）</p>	<p>第二条第一項及び第五条第二項</p>
<p>原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）</p>	<p>第三条第一項、第六条第二項及び第十五条第一項</p>
<p>外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）</p>	<p>第二条第一項及び第五条第二項</p>

「別表を削る。」

交通安全活動推進センターに
関する規則（平成十年国家公
安委員会規則第三号）
第十二条において読み替えて準用
する第一条第一項並びに第七条第
一項及び第二項

九 自動車安全運転センター法関係法令の規定

自動車安全運転センター法（ 昭和五十年法律第五十七号）	第十条第一項及び第三十四条第一 項
自動車安全運転センター法施 行規則（昭和五十年総理府令 第五十三号）	第三条、第四条、第五条、第六条 、第七条、第十一条並びに第十二 条第一項及び第二項
自動車安全運転センターの財 務及び会計に関する内閣府令 （昭和五十年総理府令第六十 六号）	第六条第三項、第八条第三項、第 九条第二項、第十条第一項、第十 二条第一項及び第二項、第十七条 並びに第十八条第二項前段及び後 段

別表第二（第二条第二項関係）

一 警備業法関係法令の規定

警備業法	第二十九条
二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規 定	
風俗環境浄化協会等に関する 規則	第八条において読み替えて準用す る第三条第一項及び第九条第三項
遊技機の認定及び型式の検定 等に関する規則	第十七条、第十八条及び第二十七 条

三 銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定

<p>猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則</p>	<p>第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項</p>
--	-----------------------------

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定

<p>暴力追放運動推進センターに関する規則</p>	<p>第十二条第三項（電子情報処理組織を使用した報告又は資料の提出の求めがあつた場合に限る。）</p>
<p>債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）</p>	<p>第二十八条第一項</p>

五 道路交通法関係法令の規定

<p>道路交通法</p>	<p>第百八条の十三第三項、第百八条の二十第一項及び第百八条の二十一第一項（電子情報処理組織を使用した報告の求めがあつた場合に限る。）</p>
<p>交通事故調査分析センターに関する規則</p>	<p>第三条第二項</p>
<p>盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則</p>	<p>第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項</p>

「別表を削る。」

<p>原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則</p>	<p>第五条第一項及び第三項並びに第六条第一項</p>
<p>外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則</p>	<p>第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項及び第三項（電子情報処理組織を使用した報告又は資料の提出の求めがあった場合に限る。）</p>
<p>交通安全活動推進センターに関する規則</p>	<p>第七条第三項（電子情報処理組織を使用した報告又は資料の提出の求めがあった場合に限る。）並びに第十二条において読み替えて準用する第三条第一項及び第三項</p>
<p>六 自動車安全運転センター法関係法令の規定 自動車安全運転センター法</p>	<p>第十七条第四項及び第三十八条第一項（電子情報処理組織を使用した報告の求めがあった場合に限る。） 第七条</p>
<p>別表第三（第六条関係） 一 公益信託関係法令の規定 内閣総理大臣の所管に属する</p>	<p>第七条第一項、第八条第一項、第</p>

公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令	九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第二十四条
国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第三条第一項及び第五条
二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第二十条第五項及び第四十条第一項
風俗環境浄化協会等に関する規則	第八条において読み替えて準用する第六条
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則	第十八条、第二十一条第一項前段及び後段並びに第二十七条
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	第三十二条の十五第三項において読み替えて準用する第三十二条の三第五項、第三十二条の十五第一項及び第三十八条第二項
暴力追放運動推進センターに関する規則	第十六条において読み替えて準用する第十三条第一項

四 道路交通法関係法令の規定

道路交通法

第百八条の十三第一項、第百八条の十七第一項及び第百八条の三十二第一項

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

第八条第二項及び第三十九条の五第一項第三号

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則

第十条

五 自動車安全運転センター法関係法令の規定

自動車安全運転センター法

第十五条第二項、第二十条、第二十二條、第二十五条第三項、第二十九條第二項、第三十条第一項前段及び後段、第三十三條前段及び後段並びに第三十五条

自動車安全運転センターの財務及び会計に関する内閣府令

第七条、第八条第二項、第九条第一項並びに第十八条第二項前段及び後段

備考 表中の「」の記載は注記である。

(犯罪捜査規範の一部改正)

第二条 犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(品触れ)</p> <p>第三十六条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第十九条第一項又は質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第二十条第一項に規定する品触れ(以下「品触れ」という。)は、これを次の三種に区分するものとする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>「二〇四 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(品触れ)</p> <p>第三十六条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第十九条第一項若しくは第三項又は質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第二十条第一項に規定する品触れ(以下「品触れ」という。)は、これを次の三種に区分するものとする。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「二〇四 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)

第二条 「1・2 略」

3 前条第三項及び第四項の規定並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五条第二項において「規則」という。）第四条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。第五条第二項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、前条第四項中「第二項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の」と、「に係る申請書に」とあるのは「を行う者の使用に係る電子計算機から」と、「記載」とあるのは「入力」と、規則第四条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の

改正前

(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)

第二条 「1・2 同上」

3 前条第三項及び第四項の規定並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五条第二項において「規則」という。）第三条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。第五条第二項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第三項の規定は第一項の規定により行われた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「前項の」とあるのは「第二条第二項の」と、「前項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の入力」と、「の提出」とあるのは「に記載すべき事項の入力」と、前条第四項中「第二項第二号に掲げる書面の添付」とあるのは「第一条第二項第二号に掲げる書面に記載すべき事項の」と、「に係る申請書に」とあるのは「を行う者の使用に係る電子計算機から」と、「記載」とあるのは「入力」と、規則第三条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術利用法第三条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書の申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が自動車の保管場所の確保等

「とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

(保管場所標章の交付の手續)

第五条 「略」

2 第二条第一項及び第二項並びに規則第四条第三項及び第四項の規定は前項の申請について、情報通信技術活用法第六条第三項の規定は前項の規定により求められた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「に係る場所の位置を管轄する」とあるのは「を求めた」と、同条第二項中「前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項並びに同項第二号及び第三号に掲げる書面」とあるのは「第四条第一項の申請書」と、規則第四条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第六条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（以下この項において「施行規則」という。）第五条第一項の申請を求めた警察署長が同条第二項において読み替えて準用する施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

〔3・4 略〕

に関する法律施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

(保管場所標章の交付の手續)

第五条 「同上」

2 第二条第一項及び第二項並びに規則第三条第三項及び第四項の規定は前項の申請について、情報通信技術活用法第三条第三項の規定は前項の規定により求められた申請の到達時期について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「に係る場所の位置を管轄する」とあるのは「を求めた」と、同条第二項中「前条第一項の申請書に記載すべき事項並びに同条第二項第一号に掲げる書面に記載されている事項又はこれに記載すべき事項並びに同項第二号及び第三号に掲げる書面」とあるのは「第四条第一項の申請書」と、規則第三条第四項中「国家公安委員会が情報通信技術活用法第三条第一項」とあるのは「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（以下この項において「施行規則」という。）第五条第一項の申請を求めた警察署長が同条第二項において読み替えて準用する施行規則第二条第一項」と、「国家公安委員会の」とあるのは「当該警察署長の」と読み替えるものとする。

〔3・4 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(古物営業法施行規則の一部改正)

第四条 古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">第十九条の二 削除</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p style="text-align: center;">第十九条の二 法第十九条第三項の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p style="text-align: center;">一 公安委員会の使用に係る電子計算機と古物商の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該古物商の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p style="text-align: center;">二 ファクシミリ装置を用いて送信する方法</p>

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。